

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 10 月 25 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2 件
厚生年金保険関係	2 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600103号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600054号

第1 結論

請求者のA事業所における平成16年9月1日から平成18年9月1日までの期間及び平成19年2月1日から平成25年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、平成16年9月から平成18年8月までは13万4,000円から14万2,000円、平成19年2月から平成24年8月までは14万2,000円から15万円、平成24年9月から平成25年1月までは14万2,000円から16万円とする。

平成16年9月から平成18年8月までの期間及び平成19年2月から平成25年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年9月から平成18年8月までの期間及び平成19年2月から平成25年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年3月8日から平成26年2月1日まで

A事業所に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、当該期間に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い額となっている。

請求期間当時の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である(厚生年金保険法の規定に基づく標準報酬月額を上回ることはない)。

請求期間のうち、平成16年4月1日から平成18年9月1日までの期間及び平成19年2月1日から平成25年2月1日までの期間については、請求者が提出した当該期間に係る給与明細書により、請求者が当該期間において、A事業所からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る同保険料が控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成16年9月から平成18年8月を14万2,000円、平成19年2月から平成24年8月を15万円、平成24年9月から平成25年1月を16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年9月から平成18年8月までの期間及び平成19年2月から平成25年1月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成16年9月1日から平成18年9月1日までの期間及び平成19年2月1日から平成25年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成16年3月8日から同年9月1日までの期間、平成18年9月1日から平成19年2月1日までの期間及び平成25年2月1日から平成26年2月1日までの期間については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、記録訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600104号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600055号

第1 結論

請求者のA事業所における平成22年9月1日から同年12月1日までの期間、平成23年1月1日から同年2月1日までの期間、同年4月1日から平成24年2月1日までの期間及び同年4月1日から平成25年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、平成22年9月から同年11月までの期間、平成23年1月、同年4月から平成24年1月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間は18万円から19万円、同年9月から平成25年1月までは18万円から20万円とする。

平成22年9月から同年11月までの期間、平成23年1月、同年4月から平成24年1月までの期間及び同年4月から平成25年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年9月から同年11月までの期間、平成23年1月、同年4月から平成24年1月までの期間及び同年4月から平成25年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年3月23日から平成26年2月1日まで

A事業所に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、当該期間に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い額となっている。

請求期間当時の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である(厚生年金保険法の規定に基づく標準報酬月額を上回ることはない)。

請求期間のうち、平成22年9月1日から同年12月1日までの期間、平成23年1月1日か

ら同年2月1日までの期間、同年4月1日から平成24年2月1日までの期間及び同年4月1日から平成25年2月1日までの期間については、請求者が提出した当該期間に係る給与明細書、源泉徴収票等により、請求者が当該期間において、A事業所からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る同保険料が控除されていたことが確認又は推認できる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書、源泉徴収票等により確認及び推認できる給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成22年9月から同年11月までの期間、平成23年1月、同年4月から平成24年1月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間を19万円、同年9月から平成25年1月までを20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年9月から同年11月までの期間、平成23年1月、同年4月から平成24年1月までの期間及び同年4月から平成25年1月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年9月1日から同年12月1日までの期間、平成23年1月1日から同年2月1日までの期間、同年4月1日から平成24年2月1日までの期間及び同年4月1日から平成25年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成21年3月23日から平成22年9月1日までの期間、同年12月1日から平成23年1月1日までの期間、同年2月1日から同年4月1日までの期間、平成24年2月1日から同年4月1日までの期間及び平成25年2月1日から平成26年2月1日までの期間については、請求者が提出した給与明細書、源泉徴収票等により確認又は推認できる請求者に係る厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額である。

このほか、請求者の平成21年3月23日から平成22年9月1日までの期間、同年12月1日から平成23年1月1日までの期間、同年2月1日から同年4月1日までの期間、平成24年2月1日から同年4月1日までの期間及び平成25年2月1日から平成26年2月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。